令和5年度契約事前点検【前回一者応札・一者応募】（令和5年9月～予定）

独立行政法人名　　労働政策研究・研修機構

（単位：円、人）

No.	契約名称及び内容	前回の契約等の状況						点検、見直し後の契約等の状況										事前点検前に自ら前回より改善することとした内容（注7）								点検結果																		備考
																										契約監視委員会等からの指摘事項（注8）								指摘事項等に対する具体的取組み（注9）										
																		前回と同一契約方式の場合								入札、契約条件等の指摘								契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う										
		契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	予定価格	契約金額	落札率	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等（注13）	契約方式（注4）	応札・応募者数（注6）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（注14）	仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間見直し	その他	契約方式の変更	その他見直し	左記の具体的内容（変更点なしの場合その理由）	契約価格の妥当性に関すること（注12）	仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項	契約方式に関する指摘	その他の指摘	左記の具体的内容（前回からの改善点に対する評価、指摘事項がない場合はその理由）	契約価格の妥当性に関すること（注12）	仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間見直し	その他	契約方式の見直し	その他の見直し	左記の具体的内容	契約価格の妥当性に関すること（注12）	点検の結果、適当とされた契約方式（注10）	見直し区分（注11）	
1	労働政策研究・研修機構で使用する電気の調達	契約責任者 志村　幸久 東京都練馬区上石神井4-8-23	R4.4.1	東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるので公表しない。	44,832,319	－		R6.4.1			一般競争契約（政府調達）									○			・開札時期の前倒し（前回1月下旬/今回12月下旬を予定） ・JETRO政府公共調達データベース、環境省HPを活用した新規参入業者開拓に向けた情報収集								法人の対応に異論はない。												

（注1）点検の対象となる案件は、令和5年度中に調達予定の案件で、前回一者応札・一者応募であったもの。
（注2）単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載する。
（注3）予算決算及び会計令で定めている額以下の予定価格で随意契約（いわゆる少額随契）とするものは除く。
（注4）契約方式については、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」「競争性の無い随意契約」に分類して、記載する。なお、公募については、公募の結果、随意契約（企画競争除く）になったもののみ計上する。
（注5）競争性のある契約とは（注4）により分類した、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」のことをいう。
（注6）競争性のある契約について応札者数、応募者数を記載する。
（注7）該当する見直し欄いずれか１箇所に″〇″を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「前回と同一契約方式」にて見直しを実施した場合は、複数の記載を可能とする。
（注8）契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄（「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」）いずれか１箇所に″〇″を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。
（注9）指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄（「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」）いずれか１箇所に″〇″を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。
（注10）点検の結果、指摘を受けた場合、当該契約において本来あるべき契約方式を（注4）の分類で記載すること（複数の可能性がある場合、１「一般競争契約」、２「指名競争契約」、３「企画競争」、４「公募」、５「競争性のない随意契約」の優先順で１つを記載すること。複数記入不可。）。
（注11）「見直し区分」欄には、見直し事項等を、１．「契約方式を変更せず、条件等の見直し」、２．「契約方式の見直し」、３「その他の見直し」と分類し、記載すること。（様式９－２）の数値と整合性を取ること。
（注12）「事前点検前に自ら改善することとした内容」、「契約監視員会等からの指摘事項」、「指摘事項等に対する具体的取組み」において、契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「契約価格の妥当性に関すること」欄に″〇″を記載すること。
（注13）契約相手が公益法人等の場合は″〇″を記載すること。公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人（特例民法法人、（公益、一般）財団法人、（公益、一般）社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等）」をいう。
（注14）契約方式が随意契約（企画競争、公募含む）で契約相手方が、(注12)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。